

# 薬物乱用の現状と対策

平成23年10月

厚生労働省

医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

# 1. 主要な国の薬物別生涯経験率

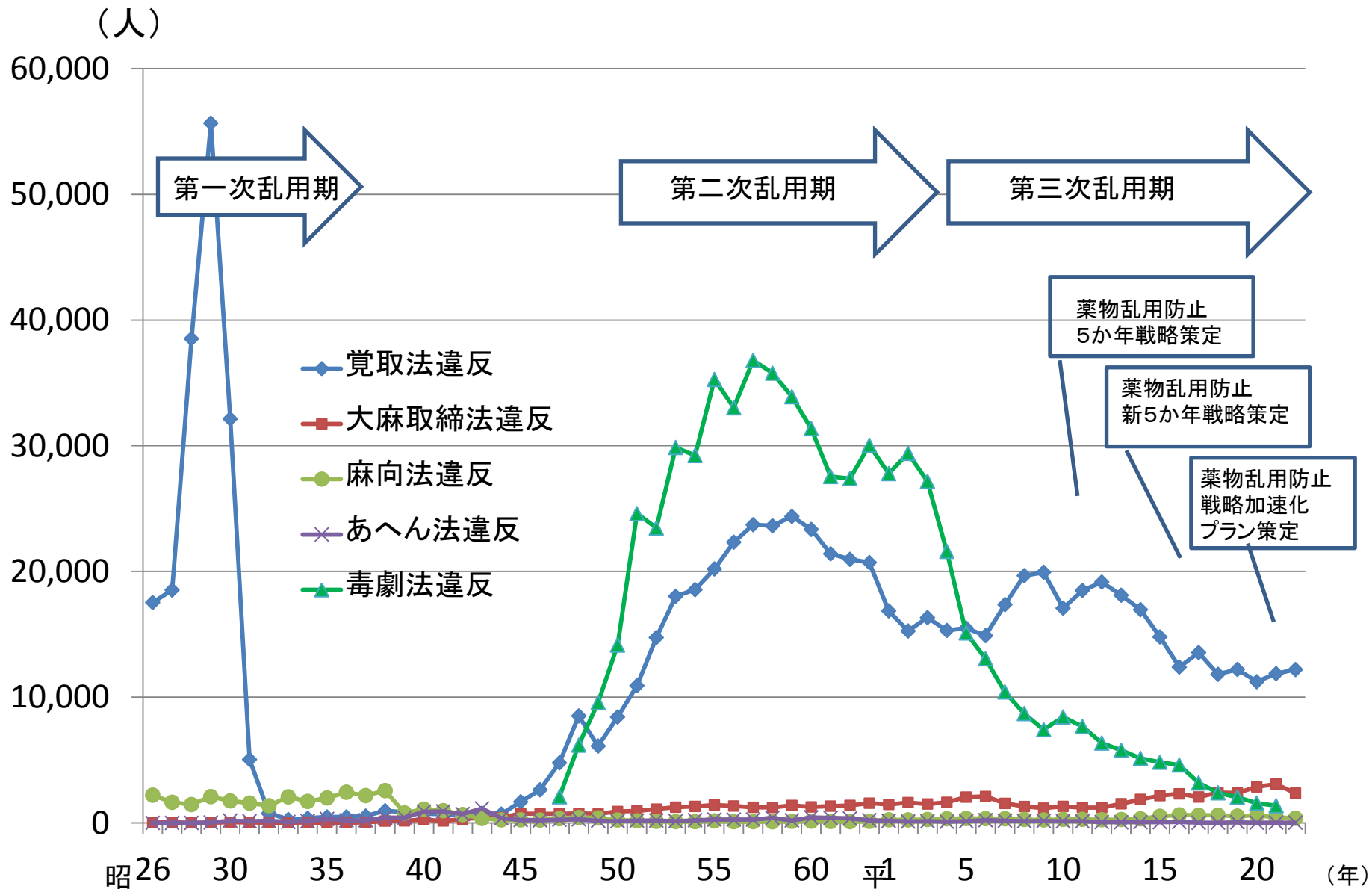
国別	調査年	対象年齢	生涯経験率(%)				
			大麻	覚せい剤※	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2006	18-64歳	23.0	2.5	2.0	2.5	—
フランス	2005	15-64歳	30.6	1.4	2.0	2.6	—
イタリア	2008	15-64歳	32.0	3.2	3.0	7.0	—
イギリス	2006	16-59歳	30.2	11.9	7.5	7.7	—
アメリカ	2008	12歳以上	41.0	5.0	5.2	14.7	1.5
日本	2009	15-64歳	1.4	0.3	0.2	0(誤差内)	0(誤差内)

※アメリカ、日本はメタンフェタミン、その他の国はアンフェタミンの生涯経験率

日本における薬物(有機溶剤除く)の生涯経験率は1.7%  
(有機溶剤の生涯経験率は1.9%)

出典:日本の数値は、平成21年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全国住民調査(2009)」より  
それ以外の各国の数値は、EMCDDA(欧州薬物・薬物依存監視センター)資料、  
HHS(米国保健社会福祉省)資料をもとに作成

## 2. 薬物事犯検挙人員の推移

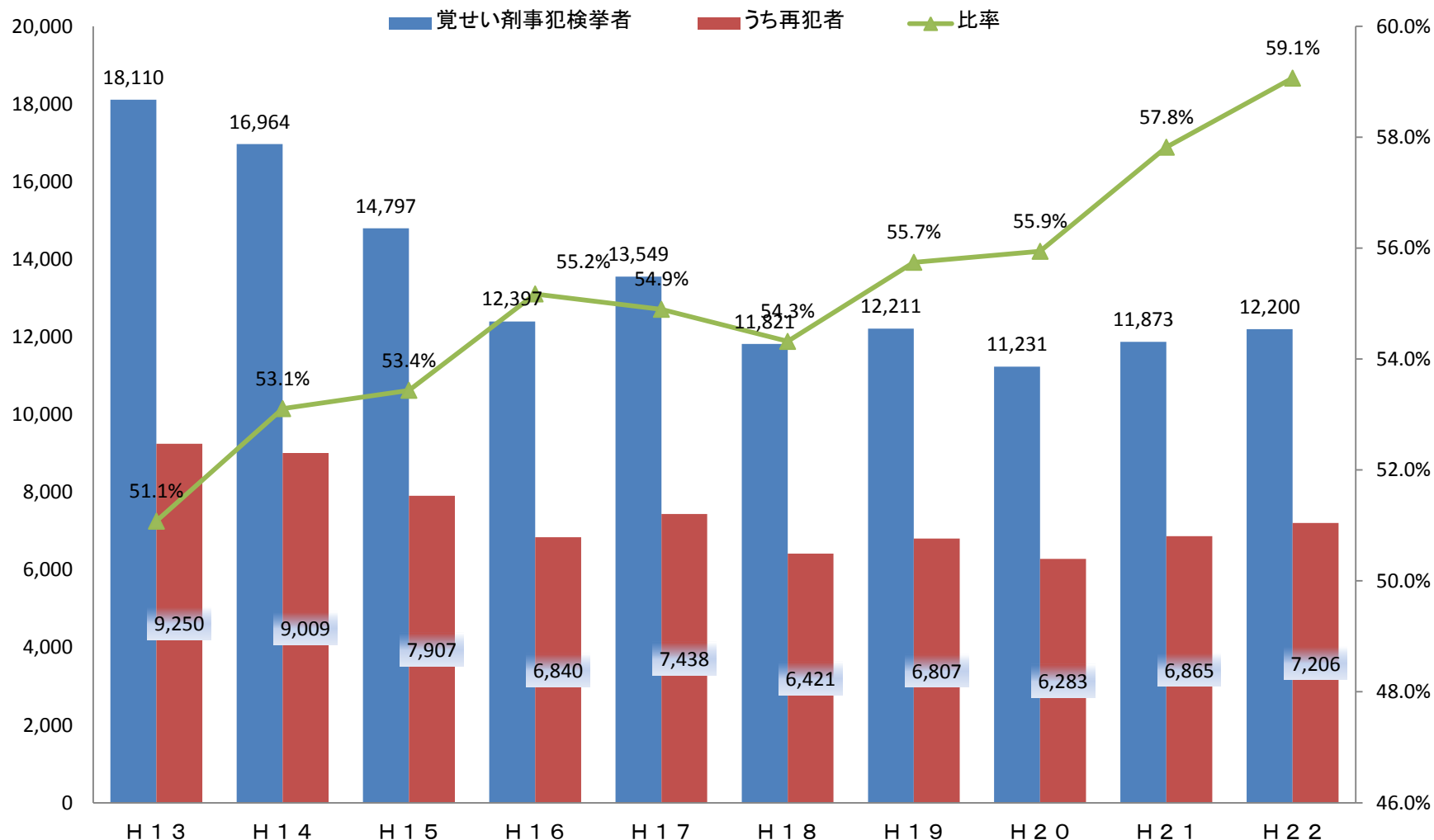


### 3. 麻薬・覚せい剤等事犯検挙人員の推移

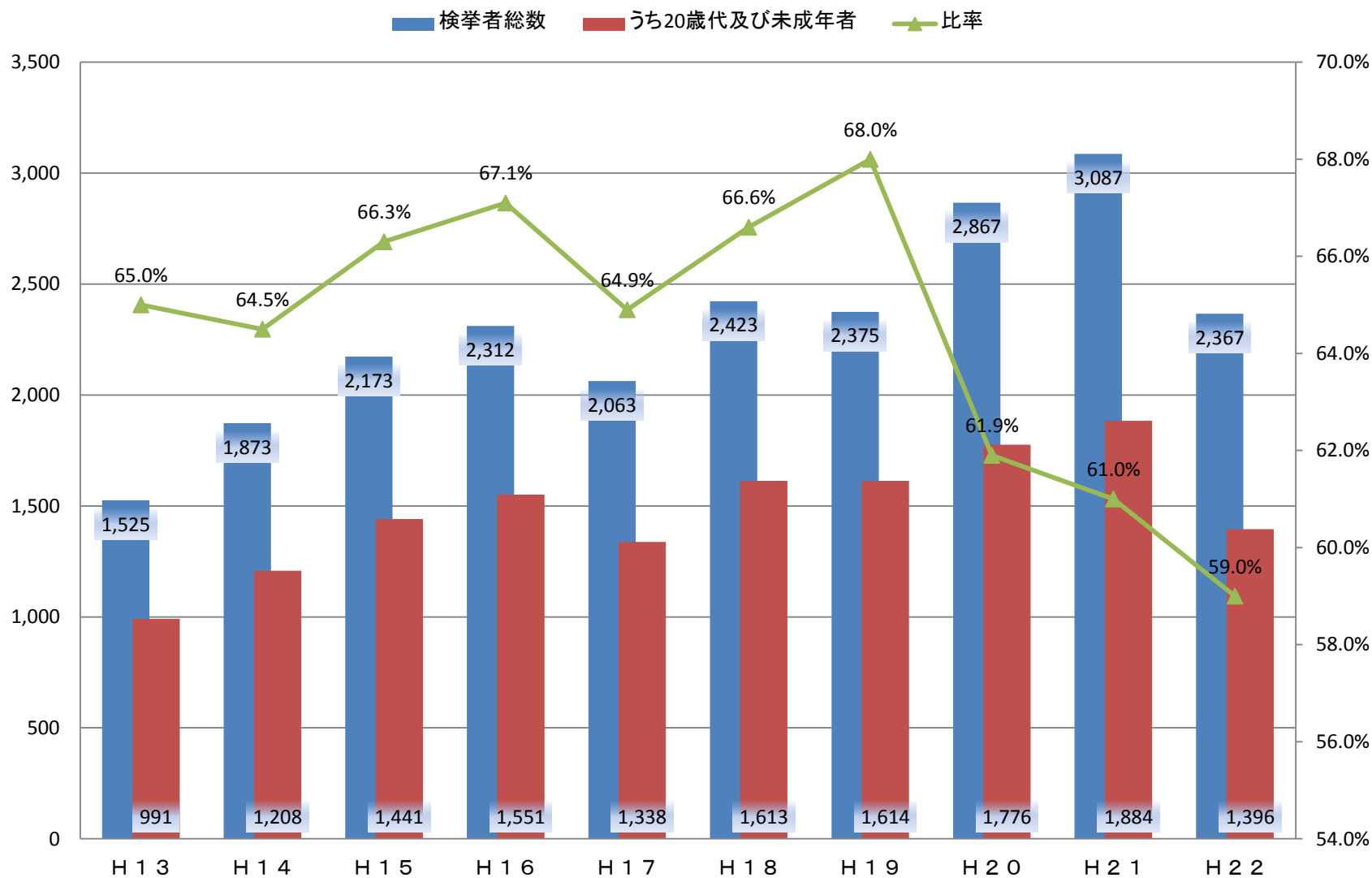
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
覚せい剤取締法	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200
大麻取締法	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367
麻薬及び 向精神薬取締法	611	542	601	429	375
うちヘロイン	22	15	15	16	22
うちコカイン	82	114	120	135	112
うちMDMA	409	312	311	140	93
あへん法	27	47	21	28	23
合計	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965

(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による)

# 4. 覚せい剤事犯者と再乱用者の推移(過去10年)



# 5. 大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)



# 6. 薬物規制に関する法律

麻薬及び 向精神薬 取締法	麻 薬	あへんアルカロイド	モルヒネ、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)等
		コカインアルカロイド	コカイン等
		合成麻薬	ペチジン、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB 等
	麻薬原料植物		コカ、マジックマッシュルーム等
	向 精 神 薬	睡眠薬 精神安定剤 食欲抑制剤 鎮痛剤 中枢神経興奮剤	トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等 メプロバメート等 フェンテルミン、マジンドール等 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等 メチルフェニデート(リタリン)等
		麻薬向精神薬原料	
あへん法	けし、あへん、けしがら		
大麻 取締法	大麻草及びその製品(大麻樹脂を含む)。 ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く。		
覚せい剤 取締法	覚せい剤	アンフェタミン、メタンフェタミン等	
	覚せい剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸等	
麻薬特例法			
薬事法	指定薬物	亜硝酸イソブチル、5-MeO-MIPT、JWH-018等	
毒物及び 劇物取締法	興奮、幻覚又は麻酔の 作用を有する毒物・劇物	トルエン、シンナー等	

# 7. 乱用薬物の種類・作用

興奮作用



覚せい剤  
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚せい剤取締法

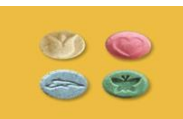
幻覚作用



コカイン

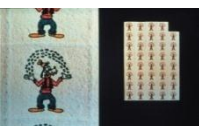


メチルフェニデート  
(リタリン→向精神薬)  
※不適正使用の場合



MDMA

麻薬及び向精神薬取締法



LSD

麻薬154種類  
向精神薬80種類



マジックマッシュルーム



ヘロイン  
モルヒネ



睡眠薬(向精神薬)  
※不適正使用の場合

抑制作用



大麻



大麻樹脂

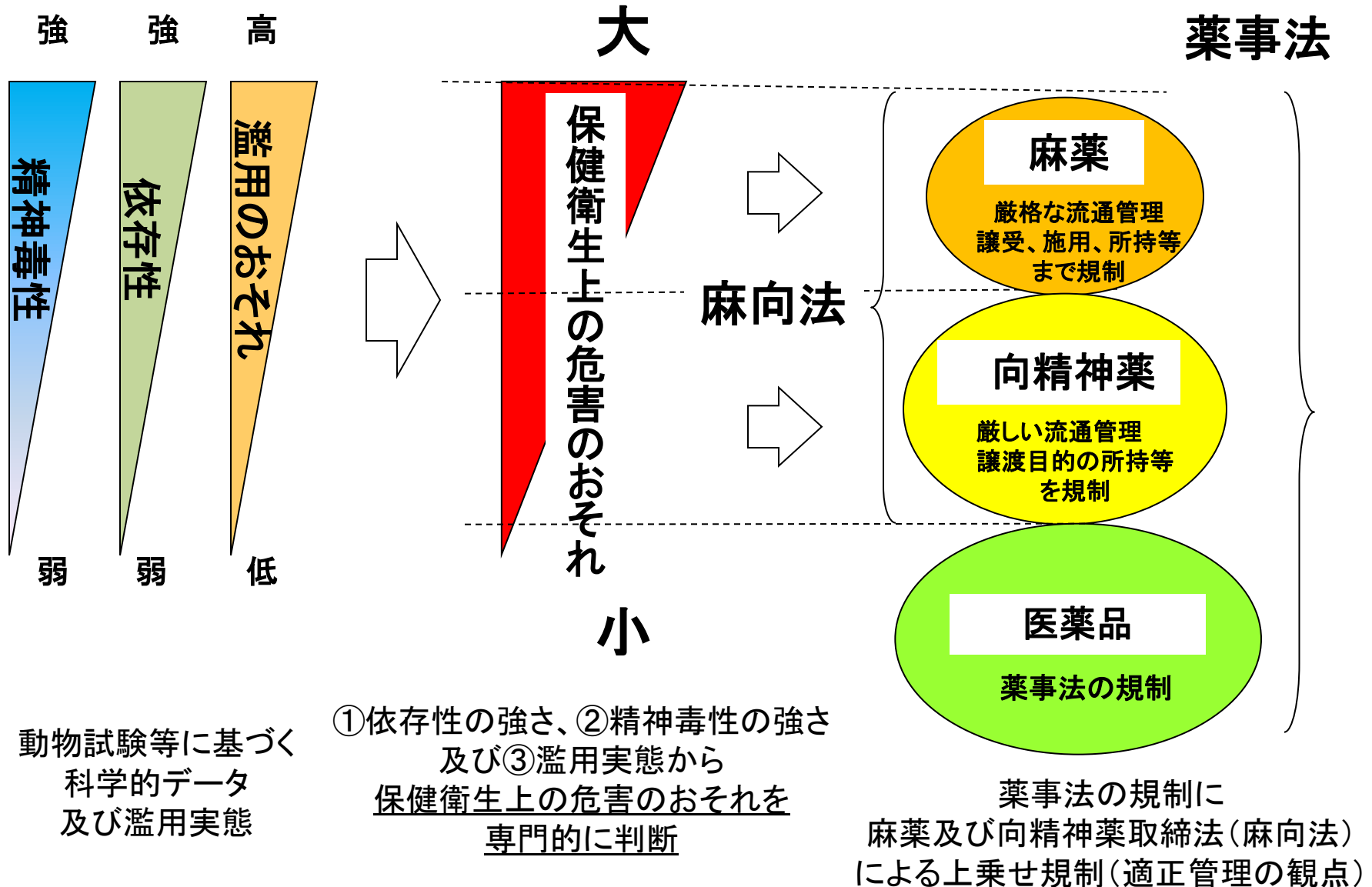
大麻取締法



あへん(けしぼうず)

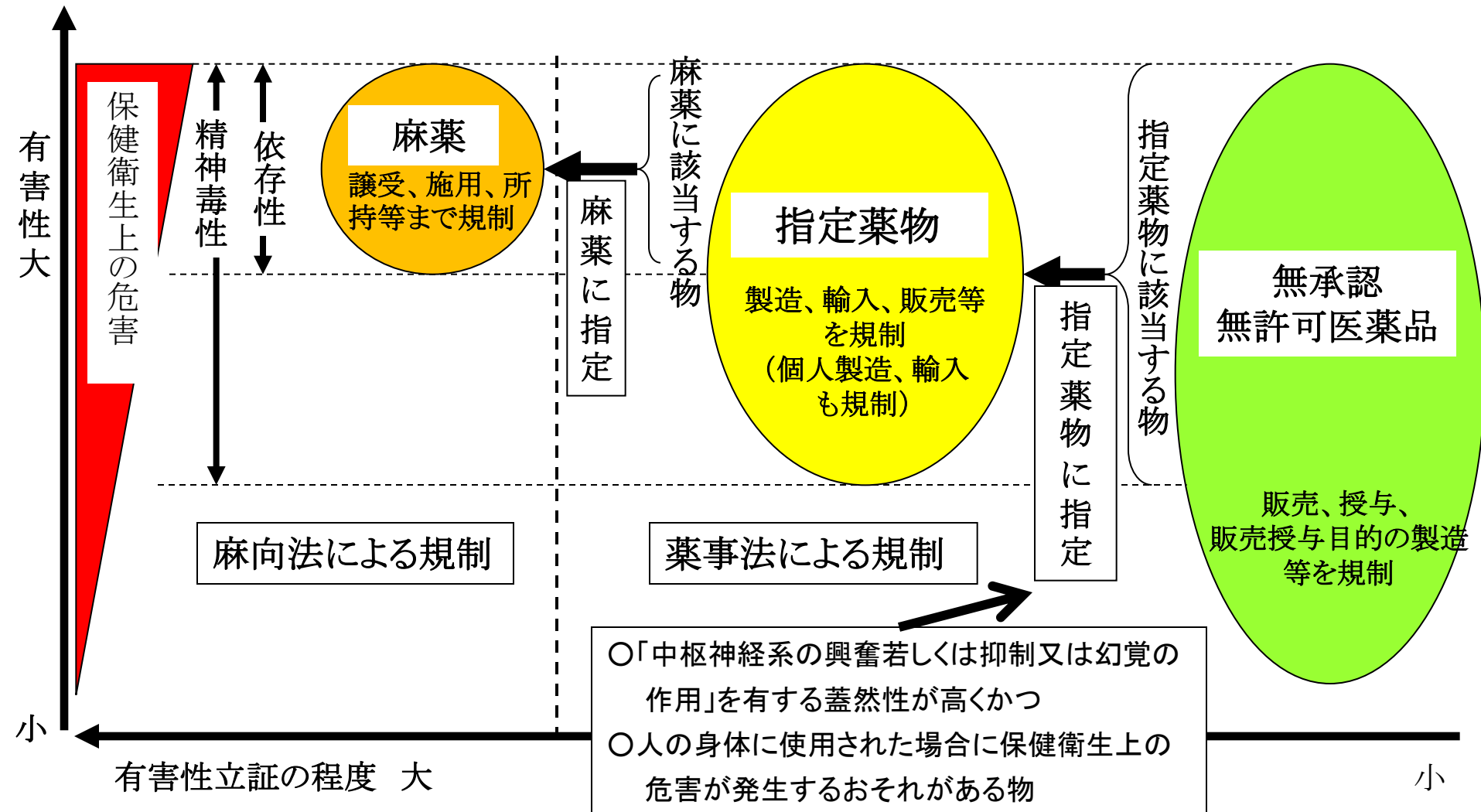
あへん法

# 8. 麻薬及び向精神薬取締法による規制



# 9. 指定薬物制度による違法ドラッグ対策

## 3段階規制での迅速かつ的確な対応を実現



# 10. 第3次薬物乱用防止5ヶ年戦略

(平成20年8月策定)

## 4つの目標

- ① 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物を拒絶する規範意識の向上
- ② 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- ③ 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- ④ 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

# 11. 薬物乱用防止戦略加速化プラン

(平成22年7月策定)

薬物乱用対策推進会議では、深刻な薬物情勢を踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の加速化を図るため、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定

## ① 未然防止対策

～教育・予防啓発の一層の充実・強化～

## ② 再乱用対策

～取組み・離脱対策の強化～

## ③ 取締対策

～取締りの徹底及び連携の強化～

## ④ 水際対策

～国際連携・協力の強化及び水際対策の徹底～

## 12. 厚生労働省における薬物乱用対策

- 薬物乱用防止啓発活動の充実
  - ①正確な情報の提供      ②学校、家庭における啓発
  - ③地域を主体にした啓発活動
- 薬物犯罪の取締り徹底
  - ①薬物密売に関する捜査の徹底
  - ②悪質・巧妙化する薬物事犯への対応
  - ③インターネットを介した違法薬物への対応
- 乱用される薬物等の規制・管理徹底
- 薬物中毒者・再乱用防止対策
- 乱用薬物・薬物依存等に関する研究の推進
- 国際機関や各国取締り機関との連携

# 13. 厚生労働省における啓発活動

## ① 青少年に対する予防啓発

○啓発読本の作成・配布(小6保護者、高3など)



○薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業

### 薬物乱用防止キャラバンカー

キャラバンカーは：■薬物標本、人体模型、パネルなどの展示コーナー■パソコンによる薬物乱用防止ゲームコーナー■DVDシステムによる薬物問題のデータコーナー■ホームページによる薬物問題の百科事典コーナー■立体映像(3Dシステム)コーナー■薬物乱用防止教室見学のプリントシール及びデジタルカメラプリントコーナー■ビデオコーナーを搭載しており、専門の指導員による解説もあり、薬物乱用防止に関する正しい知識が容易に理解できるように工夫されています。

- 学校啓発は、1クラスにつき、1校時の時間帯を目安。(小学校は45分。中学校、高校は50分。)
- 一般向啓発は、1行程で15人程度収容でき、約15分所要。
- キャラバンカーの大きさ  
全長 9m 全幅 2.3m  
全高 3m 重量 8t



## ②地域における国民的啓発運動の実施

### ○不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)

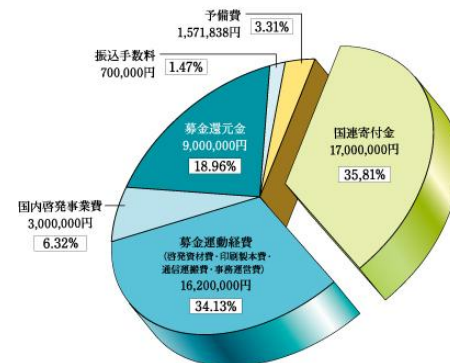


不正大麻・けし発見、除去本数

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大麻	1,194,591	987,768	1,357,285	2,386,953	921,518
けし	1,663,357	1,778,058	2,241,688	1,089,522	1,484,750
合計	2,857,948	2,765,826	3,598,973	3,476,475	2,406,268

### ○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6月20日～7月19日)

2010年度「国連支援募金総額」  
47,471,838円



### ○麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)



### ③ 厚生労働省ホームページにおける情報発信

○薬物乱用防止に関する情報のページ

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>)

### ④ 政府広報を活用した啓発

○厚生労働省 麻薬取締官

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1455.html>)

○大麻所持・栽培は重大犯罪です

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2452.html>)

○TKB/大麻・けし撲滅ハンター養成所！

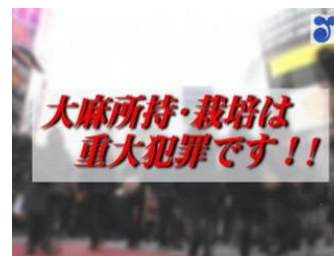
(<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/contents/200905.html>)

○自分自身のため。そして大切な人のために。薬物乱用は、「ダメ。ゼッタイ。」

(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200910/3.html>)

○体と心をボロボロにする薬物乱用

(<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2897.html>)



# 14. 地方厚生局麻薬取締部の概要

①組織 7局：北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局

1支局：四国厚生支局

1支所：沖縄

3分室：横浜、神戸、小倉

②定員 268人(平成23年4月)

③職務

- ・捜査
- ・正規薬物の不正流通防止
- ・薬物乱用防止の啓発活動
- ・中毒者対策
- ・鑑定
- ・国際協力

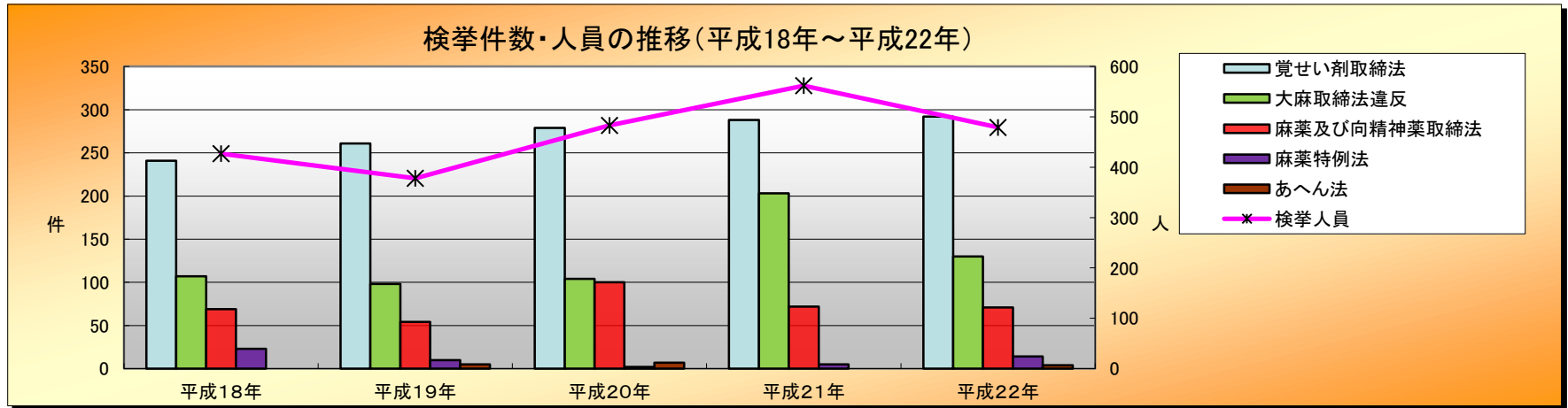


# ④麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

## 1. 法令別検挙件数・人員

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
覚せい剤取締法	件数	241	261	279	288	292
	人員	195	214	240	249	240
大麻取締法	件数	107	98	104	203	130
	人員	117	98	125	220	144
麻薬及び向精神薬取締法	件数	69	54	100	72	71
	人員	76	48	107	80	73
麻薬特例法	件数	23	10	2	5	14
	人員	39	13	3	13	20
あへん法	件数	0	5	7	0	4
	人員	0	5	8	0	2
合計件数		440	428	492	568	511
合計人員		427	378	483	562	479

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。



## 2. 主な薬物の押収量

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
ヘロイン(g)	645.7	299.6	0.3	0.2	23.5
コカイン(g)	67.2	661.5	264.0	145.3	163.2
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	881	6,666	7,407	5,558	923
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	6.3	27.9	6.2	13.1	37.1
大麻草(本)	69	306	265	554	1743
大麻樹脂(kg)	1.7	7.5	0.5	0.2	2.0
あへん(g)	0	168.3	25.6	0	3.8
覚醒剤(kg)	3.8	12.9	300.4	10.3	2.0

# 15. 薬物統制に係る国際条約・国際機関

## ○麻薬に関する単一条約(単一条約)

1961年採択  
ヘロイン、コカイン、大麻等の国際取引、  
取締等を規定

## ○向精神薬に関する条約(向精神薬条約)

1971年採択  
単一条約の対象外の向精神薬に関する  
国際的統制を規定  
(注 覚せい剤は本条約にて規定)

## ○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止 に関する国際連合条約(麻薬新条約)

1988年採択  
マネー・ロンダリングの処罰、不法収益の  
没収、原料等を規定

